

エコプロダクツ大賞推進協議会会則

制定：平成 16 年 7 月 20 日

（名 称）

第 1 条 本会は、エコプロダクツ大賞推進協議会と称する。

（目 的）

第 2 条 本会は、わが国において環境保全に資する製品・サービス（エコプロダクツ）を振興・発展させることを通じて経済社会活動全体を環境配慮型に変えるため、これらエコプロダクツの開発普及を促進することを目的とする。

（事 業）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- （1）すぐれたエコプロダクツを顕彰する「エコプロダクツ大賞」の実施。
- （2）エコプロダクツ大賞受賞製品・サービスの普及促進を図るための広報活動。
- （3）その他本会の目的を達成するために必要な活動。

（会 員）

第 4 条 本会は、本会の目的に賛同して入会した地方公共団体、団体等を会員とする。

- 2 本会への入会は、書面をもって行うものとする。

（役 員）

第 5 条 本会に次の役員をおく。

- （1）会長
- （2）副会長

（役員 の 責 務）

第 6 条 会長は、本会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して本会の業務を行う。会長に事故ある時は、その職務を代理する。

（運 営 委 員 会）

第 7 条 本会に、運営委員会をおく。

- 2 運営委員会は、会員となった団体等を代表するもので構成する。
- 3 本会は、運営委員会の決定により運営される。

(事務局)

第8条 本会の会務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局は、財団法人地球・人間環境フォーラム及び社団法人産業環境管理協会におく。

(収入)

第9条 本会の収入は、第4条に掲げる会員からの拠出金、協賛金、その他収入とする。

- 2 会員からの拠出金に関する規定については、運営委員会が別途細則で決める。
- 3 協賛金に関する規定については、運営委員会が別途細則で定める。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月から翌年3月末までの1年間とする。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、業務の運営上必要な事項については、運営委員会が別途細則を定めることができる。

付 則

1. 本会の設立初年度の会計年度は、第10条の規定に関わらず、本会が設立された日から平成17年3月末日までとする。

2. 平成20年7月23日 一部改定